

論題	葉山町の石川家墓地にある江戸時代の宝篋印塔について
著者	斎藤彦司
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告—人文科学— (神奈川県立博物館研究報告) 第3号
ISSN	0910-9730
刊行年月	1970年(昭和45年)3月
判型	JIS-B5 (182mm × 257mm)

葉山町の石川家墓地にある

江戸時代の宝篋印塔について

斎 藤 彦 司

1

三浦郡葉山町上山口の正吟にある石川茂周氏の家は、江戸時代には、代々旧三浦郡上山口村の名主をつとめていた。同家の墓地は、屋敷の西方約五十米の場所にあり、そこには十五基の江戸時代の宝篋印塔が墓塔として造立されている。

江戸時代の前半において、宝篋印塔は墓塔としてかなり造立されたらしく、寺院の墓地には、たいてい数基の塔を見ることができる。しかし、その塔がだれの墓であるか明らかでない塔が多く、従つて、その塔の造立者の身分も明らかでないことが多い。しかるに、これから紹介する石川家墓地にある塔は、寺院の墓地ではなく、一家の墓地として部落の中にあるため、前記の旧上山口村の名主の墓塔であることが明らかである。

また、筆者がこれまでに調査した地域は、三浦半島から鎌倉にかけてを中心とした狭い地域であるが、一ヶ所に十五基もの多くの塔が造立されている例は少ない。鎌倉市光明寺にある内藤家一族の墓

地は、鎌倉市指定の史跡になつてゐるが三十九基の江戸時代の宝篋印塔が造立されている。この内藤家は、磐城・延岡などの城主であつた大名家の一族である。茅ヶ崎市淨見寺にある大岡家一族の墓地にも、十九基の塔があり、やはり茅ヶ崎市指定の史跡になつてゐるが、この大岡家は、江戸時代の中期に大岡裁きの話で有名になつた名町奉行大岡越前守忠相の一族である。

この両家の墓地には特殊な例として、一般には宝篋印塔が造立されなくなつた江戸時代の後半に造立された塔も含まれてゐる。また、鎌倉市妙本寺の墓地には、十八基の塔があるが墓地内の各所に何組かにわかつて造立されている。

次にあげた表1は筆者が調査した三浦半島から鎌倉を中心とした

表1 三浦半島を中心とした
宝篋印塔の数

年 代	塔の数	石川家墓地
1620 ~ 1629	11	1
30 ~ 39	27	0
40 ~ 49	28	0
50 ~ 59	14	3
60 ~ 69	5	0
70 ~ 79	9	4
80 ~ 89	8	4
90 ~ 99	0	0
1700 ~ 1709	2	0
10 ~ 19	0	0
20 ~ 29	1	0
30 ~ 39	2	0

地域の江戸時代の宝篋印塔のうち、年号の刻まれている塔を西暦によつて十年ごとにわけ、その数を示したものである。ただし、光明寺の内藤家墓地および淨見寺の大岡家墓地の塔は前記のように特殊な例として除いた。この表でわかるように、江戸時代の宝篋印塔は一六三〇年代から四〇年代にかけて最も多く造立され、以後次第にその数が減りはじめ一七三〇年代を最後に一般には姿を消してしまつわけであるが、石川家墓地の塔はその数が減りはじめる時期の塔が多い。

以上の点で、上山口の石川家墓地の宝篋印塔をここに紹介することにした。

2

石川家墓地の十五基の宝篋印塔は、写真のよう墓地の奥にほぼ一列にならんでいる。そこで、向かって左から、No.1・No.2・No.3……No.15と番号をつけた。各塔の基礎にはそれぞれ次の年号が刻まれている。

No. 1	万治元年	(一六五八)
No. 2	元和六年	(一六二〇)
No. 3	無 銘	
No. 4	寛文	□



石川家の墓地全景象

No. 5	天和二年	(一六八二)
No. 6	不 明	
No. 7	慶安五年	(一六五二)
No. 8	万治二年	(一六五九)
No. 9	天和二年	(一六八二)
No. 10	延宝二年	(一六七四)
No. 11	延宝四年	(一六七六)
No. 12	寛文十年	(一六七〇)
No. 13	延宝三年	(一六七五)
No. 14	延宝八年	(一六八〇)
No. 15	天和二年	(一六八二)

以上のとおりであるが、墓塔であるから刻まれている年号は被葬者の没年であり、造立した年とは多少差があるかも知れることをここで記しておく。

各塔ごとにその特徴を各部分にわけて述べていくと、

No. 1 この塔は基礎に万治元年と刻まれている。

現在、相輪は二つに折れ、上部の宝珠・請花・九輪・請花の部分は塔の左側にたてかけられている。

基壇上部の反花座は、非常に退化し簡略化され形式的な表現で陽刻されているが、裏側は反花の表現を省略して無地である。

基礎には輪郭をとっているが、裏側は省略して無地である。上部は反花座になっているが、基壇の反花と同じ形式的な表現で陽刻され、やはり裏側は省略されている。

塔身は正面にだけ輪郭をとり、左右の側面および裏側は省略され、無地である。

笠の下部は段型で二段である。下部の段型はすべての塔で二段であるから次の塔から記述を省く。上部も段型で四段であるが傾斜している。

隅飾突起は輪郭をとり茨部は変化して渦巻形になり突起の内部装飾になつてゐるが、裏側は基壇、基礎の反花と同様に省略され無地である。

相輪は本来宝珠・請花・九輪・請花・伏鉢によつて構成されるものであるが、最下部の伏鉢の下にさらに大きな請花を入れてゐる。請花は、六枚の花弁が三段に作られ、十八枚の花弁で構成され、上部が外に大きく開いた形をしてゐる。請花の形についてはすべての塔で同じであるから次の塔からは記述を省く。

伏鉢は本来無地であるべきものであるが、上部から四方に大きな重弁の蓮弁をさげ、その四枚のあいだから下の蓮弁がのぞいている形をしていて装飾化されている。

九輪は四個の輪で表現している。

宝珠はその頂部が非常に発達し、押しつぶされた球形の上に円錐

をのせた形である。

No. 2 この塔は基礎に元和六年とある。

基壇上部の反花座はNo. 1と同じで、簡略化され形式的な反花の陽刻で、裏側は省略され無地である。

基礎はほぼNo. 1と同じで、輪郭は裏側だけを省略して無地であるが反花座は裏側を含めて四方に反花が陽刻されている。

塔身は正面にだけ輪郭をとり、左右の側面には蓮座を刻つている。裏側は省略され無地である。

笠の上部段型は五段で傾斜している。

隅飾突起は、輪郭をとり茨部は茨形で渦巻にしない古い形式であるが、裏側は省略され無地である。

相輪はNo. 1と同じで、最下部に請花を入れ伏鉢には蓮弁をさげ、九輪は四輪で、宝珠の頂部は円錐形である。

No. 3 この塔は無銘である。

基壇はNo. 1と同じ形式である。

基礎は正面にだけ輪郭をとり他の三面は無地である。上部の反花座はNo. 1と同じで、簡略化され形式的な反花の陽刻で裏側は省略され無地である。

塔身はNo. 1と同じで、正面にだけ輪郭をとり他の三面は無地であ

る。

笠の上部段型はNo. 1と同じで、四段で傾斜している。

隅飾突起はNo. 2と同様の茨形であるが、正面にだけ表現し他の三面は無地である。

相輪は最下部に請花が入っていない。九輪は三輪で、宝珠はNo. 1と同じで頂部が円錐形である。

No. 4 この塔は基礎の年号の部分の風化がはげしく、寛文としか判読できない。

基壇上部の反花座は、反花の表現をまったく行なっていない。傾斜した平面は無地のままである。

基礎は正面にだけ輪郭をとり、上部の反花座は基壇の反花座と同様まったく表現を行なわない無地である。

塔身はNo. 1と同じ形式である。

笠の上部段型もNo. 1と同じ形式である。

隅飾突起は正面にだけ輪郭をとり、内部を渦巻形にして装飾しているが、他の三面は無地である。

相輪は最下部に請花を入れ、伏鉢には蓮弁をさげ、九輪は三輪で、宝珠の頂部は円錐形である。

No. 5 この塔は基礎に天和二年とある。

基壇はNo.1と同じ形式である。

基礎は正面にだけ輪郭をとり他の三面は無地である。上部の反花座は、外に彎曲した面に沈線で簡単に反花を表現しているが、裏側は無地である。

塔身はNo.1と同じ形式である。

笠は現在欠失し、中世の宝篋印塔の笠の断欠がのせられている。

相輪は伏鉢・請花・九輪だけの部分が塔の後に置かれている。伏鉢は蓮弁をさげ、九輪は三輪のものである。

No.6 この塔は風化が激しく刻まれていて年号は判読できない。
基壇はNo.4と同じで、反花座は四方とも傾斜した平面で無地である。

基礎もNo.4と同じで、正面にだけ輪郭をとり、反花座は基壇の無地である。

塔身はNo.1と同じ形式である。

笠の上部段型もNo.1と同じ形式である。ただしこの笠は塔身に比較して小さい。塔身の幅と笠の下部段型の最下段の幅は同じもしくは笠の方がわずかに幅が広いのが常であるがこの塔では、塔身の幅が二二・五cmに対し、笠の最下部の幅は二〇・五cmである。

隅飾突起はNo.3と同じで、正面にだけ輪郭をとり内部を茨形にし

相輪は宝珠の頂部が完全に欠失しているが、その他の部分はNo.4と同じ形式である。

ているが他の三面は無地である。ただ隅飾突起は笠の部分であるから、前述のようにこの塔のものではない。

相輪はNo.4と同じで、最下部に請花を入れ、伏鉢には蓮弁をさげ、九輪は三輪で、宝珠の頂部は円錐形である。

No.7 この塔は基礎に慶安五年とある。

基壇の上部反花座は、外に彎曲した面に沈線で簡単に反花を表現し、裏側は無地である。

基礎はNo.5と同じで、正面にだけ輪郭をとり、反花座は基壇のそれがと同様彎曲した面に沈線で表現している。

塔身はNo.1同じ形式である。

笠の上部段型もNo.1と同じ形式である。ただし、この笠は塔身に比較して大きい。そこで塔身の幅を調べると二〇・五cmあり、前述のNo.6の笠の幅と一致し、No.7の笠最下部の幅を調べると二三cmあり、これまたNo.6の塔身の上にのるにふさわしい寸法であった。即ち、No.6とNo.7の笠は入れ替わっていたのである。

隅飾突起はNo.4と同じで、正面にだけ輪郭をとり内部を渦巻形にしているが他の三面は無地である。この隅飾突起はNo.6のものである。

No. 8 この塔は基礎に万治二年とある。

No. 10 この塔は基礎に延宝二年とある。

基壇は存在しない。

基壇は正面にだけ輪郭をとり、上部の反花座は外に彎曲した面で
あるが四方とも反花の表現を省略し無地である。

基礎は正面にだけ輪郭をとり、上部の反花座は外に彎曲した面で
あるが四方とも反花の表現を省略し無地である。

塔身はNo. 1と同じ形式である。

笠の上部段型は三段である。

隅飾突起は正面にだけ沈線で輪郭および渦巻形を表現し、他の三
面は無地である。

笠の上部段型もNo. 1と同じ形式である。

相輪は最下部に請花を入れる。伏鉢は四方に蓮弁をさげるが単弁

で、あいだに蓮弁をのぞかせず、蓮弁は下までさがり下の請花に達
している。九輪は二輪である。宝珠の頂部は欠失している。

裏側は無地である。

No. 9 この塔は基礎に天和二年とある。
基壇の上部反花座は傾斜した平面に沈線で簡単に反花を表現し、
裏側は無地である。

No. 11 この塔は基礎は延宝四年とある。

基壇は存在しない。

基礎はNo. 5と同じ形式である。

塔身はNo. 1と同じ形式である。

笠の上部段型もNo. 1と同じ形式である。

相輪は最下部に請花を入れる。伏鉢は四方に蓮弁をさげるが単弁

で、あいだに蓮弁をのぞかせず、蓮弁は下までさがり下の請花に達
している。九輪は二輪である。宝珠の頂部は欠失している。

相輪はNo. 3と同じで、最下部に請花を入れない。また、宝珠の頂
部は欠失している。

No. 12 この塔は基礎に寛文十年とある。

基壇は存在しない。

基礎はNo. 4と同じ形式である。

塔身はNo. 1と同じ形式である。

笠の上部段型もNo. 1と同じ形式である。

隅飾突起はNo. 4と同じ形式である。

相輪はNo. 4とほぼ同じであるが、これまでの塔の宝珠は押しつぶされた球形の上に円錐形をのせた形式であるのに對し、この塔の宝珠は下の球形はなくなり、円錐の胴部がふくらんだ形をしている。

No. 13 この塔は基礎に延宝三年とある。

基壇はNo. 9と同じで、上部の反花座は傾斜した平面に沈線で表現し、裏側は無地である。

基礎は正面にだけ輪郭をとり、上部の反花座は基壇の反花座と同様傾斜した面に沈線で表現し裏側は無地である。

塔身はNo. 1と同じ形式である。

笠の上部段型もNo. 1と同じ形式である。

隅飾突起はNo. 10と同じ形式である。

相輪は九輪がNo. 10と同様二輪であるが、その他の部分はNo. 4と同じ形式である。

No. 14 この塔は基礎は延宝八年とある。

基壇は存在しない。

基礎はNo. 5と同じ形式である。

塔身はNo. 1と同じ形式である。

笠の上部段型もNo. 1と同じ形式である。

隅飾突起は三面に輪郭および渦巻形を表現しているが、正面は浮き彫りで、左右の側面は沈線で表現している。

相輪はNo. 12と同じで、宝珠は円錐の胴部がふくらんだ形をしている。

No. 15 この塔は基礎に天和二年とある。

基壇は存在しない。

基礎はNo. 5と同じ形式である。

塔身はNo. 1と同じ形式である。

笠の上部段型もNo. 1と同じ形式である。

隅飾突起はNo. 10と同じ形式である。

相輪はNo. 4と同じ形式である。

のようになる。

石川家の墓地にある宝篋印塔で、No.10・No.11・No.12・No.14・No.15の五基で基壇が欠失している。

また、宝珠の頂部はほとんどの墓で上部に破損が見られ、特に、

No.7・No.10・No.11で頂部が完全に欠失している。

最上部の請花はNo.5で欠失している。

最下部の請花はNo.3・No.5・No.10で欠失している。

笠はNo.5で欠失している。

そのほか、No.1の相輪は伏鉢と中間の請花の間で二つに折れてい

る。

以上のこととは、この墓地にある塔は大きな地震の際に一度は崩れ落ちていていることを物語っている。そこで、前に述べたNo.6とNo.7の

笠が入れ替わっているようなことが起きるのである。このほかにも同様な積み間違いがある可能性はあるが、それを明らかにするよう

な不自然な積み方、即ち、上の部分と下の部分で寸法に大きな差があるようないことはない。そこでほかの部分については現状のままで報告することにした。

前節で、石川家の墓地にある宝篋印塔について各塔ごとにその特徴を述べたが、これを各部分ごとにその形式を分類し、変化の過程を検討し、早く出現したと考えられる順に書くと次のとおりにな

る。

1 基壇の反花座

a 簡略化され形式的な表現で、三面に陽刻する塔。

No.2 元和六年塔 No.1 万治元年塔

No.5 天和二年塔 No.3 無銘塔

b 外に彎曲した面に簡単な表現で、三面に線刻する塔。

No.7 慶安五年塔

c 傾斜した平面に簡単な表現で、三面に線刻する塔。

No.13 延宝三年塔 No.9 天和二年塔

d 傾斜した平面で反花の表現を省略し、四面とも無地の塔。

No.8 万治二年塔 No.4 寛文塔

No.6 年代不明塔

2 基礎の輪郭

a 三面に輪郭をとる塔。

No.2 元和六年塔 No.1 万治元年塔

b 正面にだけ輪郭をとる塔。

前記のNo.2・No.1をのぞく十三基全部

3 基礎の反花座

a 簡略化され形式的な表現で、四面のすべてに陽刻する塔。

No. 2 元和六年塔

b 簡略化され形式的な表現で、三面に陽刻する塔。

No. 1 万治元年塔

No. 9 天和二年塔

No. 3 無銘塔

c 外に彎曲した面に簡単な表現で、三面に線刻する塔。

No. 7 慶安五年塔

No. 11 延宝四年塔

No. 14 延宝八年塔

No. 5 天和二年塔

No. 15 天和二年塔

d 傾斜した平面に簡単な表現で、三面に線刻する塔。

No. 13 延宝三年塔

e 外に彎曲した面で反花の表現を省略し、四面とも無地の塔。

No. 10 延宝二年塔

f 傾斜した平面で反花の表現を省略し、四面とも無地の塔。

No. 8 万治二年塔

No. 12 寛文十年塔

No. 4 寛文塔

No. 6 年代不明塔

5 笠の上部段型

a 傾斜した五段の塔。

No. 2 元和六年塔。

No. 7 慶安五年塔

No. 1 万治元年塔

No. 8 万治二年塔

No. 12 寛文十年塔

No. 4 寛文塔

No. 13 延宝三年塔

No. 11 延宝四年塔

No. 14 延宝八年塔

No. 9 天和二年塔

No. 15 天和二年塔

No. 3 無銘塔

No. 6 年代不明塔

c 傾斜した三段の塔。

No. 10 延宝二年塔。

なお、笠の上部段型は以上の十四基とも裏側が省略され傾斜した面になつてゐる。

4 塔身

a 正面に輪郭をとり、左右の側面に蓮座を陰刻する塔。

No. 2 元和六年塔。

b 正面にだけ輪郭をとり、他の三面は無地の塔。

6 隅飾突起

a 輪郭と茨形を正面にだけ表現する塔。

No. 2 元和六年塔

b 輪郭と茨形を正面にだけ表現する塔。

斎藤 葉山町の石川家墓地にある江戸時代の宝篋印塔について

- | | | |
|-----------------------------------|--------------|--------------|
| No. 7 慶安五年塔 | No. 3 無銘塔 | No. 10 延宝二年塔 |
| c 輪郭と渦巻形を三面に表現する塔。 | | |
| No. 1 万治元年 | | |
| d 輪郭と渦巻形を三面に表現するが、左右の塔面は線刻で表現する塔。 | | |
| No. 14 延宝八年塔 | | |
| e 輪郭と渦巻形を正面にだけ表現する塔。 | | |
| No. 12 寛文十年塔 | No. 4 寛文塔 | No. 8 万治二年塔 |
| No. 6 年代不明塔 | | No. 1 万治元年塔 |
| f 輪郭と渦巻形を三面に線刻する塔。 | | |
| No. 9 天和二年塔 | | |
| g 輪郭と渦巻形を正面にだけ線刻する塔。 | | |
| No. 10 延宝二年塔 | No. 13 延宝三年塔 | No. 7 慶安五年塔 |
| No. 11 延宝四年塔 | No. 15 天和二年塔 | No. 12 寛文十年塔 |
| h 四面とも無地の塔。 | | |
| No. 8 万治二年塔 | | |

9 宝珠				
No. 15	No. 13	No. 8	No. 2	a 押しつぶされた球形の上に円錐形をのせる塔。
天和二年塔	延宝二年塔	万治二年塔	元和六年塔	
No. 3	No. 9	No. 4	No. 1	b 単弁の蓮弁をさげる塔。

- | | |
|--------------------|--|
| 7 伏鉢 | |
| a 重弁の蓮弁をさげる塔。 | |
| 後出のNo. 10をのぞく十四基全部 | |
| b 単弁の蓮弁をさげる塔。 | |

8 九輪の輪数				
a 四輪の塔。	b 三輪の塔。	c 二輪の塔。	d 一輪の塔。	e 五輪の塔。
No. 2 元和六年塔	No. 7 慶安五年塔	No. 10 延宝二年塔	No. 13 延宝三年塔	No. 15 天和二年塔
No. 12 寛文十年塔	No. 11 延宝四年塔	No. 14 延宝八年塔	No. 9 天和二年塔	No. 8 万治二年塔
No. 4 寛文塔	No. 5 天和二年塔	No. 12 寛文十年塔	No. 3 無銘塔	No. 1 万治元年塔
No. 6 年代不明塔	No. 15 天和二年塔	No. 14 延宝八年塔		
No. 10 延宝二年塔	No. 13 延宝三年塔	No. 11 延宝四年塔		

No. 6 年代不明塔

b 下部の球形がなく、円錐形の胴部がふくらんだ形の塔

No. 12 寛文十年塔

No. 14 延宝八年塔

なお、頂部の消失しているNo. 7・No. 10・No. 11は押しつぶされた球

形がのこっているので、bの分類に入らないことは明らかである
が、横須賀市妙真寺の寛文十二年塔には、円錐の周囲に上向きの花
弁をつけマツカサ状にした例があるので、aの分類であるとも言
いきれない。

この分類で、石川家の墓地の塔だけを見ると古い形式と考えられ
る順に出現していると言えない部分があるが、これは十五基とい
う少ない資料によるためで、他の場所にある塔の事例をも総合するこ
とにより解決できる問題であると思う。

また、同じ天和二年と刻まれているNo. 5・No. 9・No. 15の三基の基
礎の反花座でもb・cの二種があり、延宝二・三・四年のNo. 10・No.
13・No. 11の三基の反花座でもe・d・cの三種になっていることか
ら、一つの形式が新しく出現すると以前の形式は姿を消すのではな
く、両者が並行して行なわれ、場合によっては新しい形式の方が先
に姿を消す場合もあるのではないかと思う。

次に、年代の明らかなNo. 3・No. 6の二基について、今まで述べ
てきた各部分の形式による分類で、三種類以上にわけられる。

1 基壇の反花座

3 基礎の反花座

5 笠の上部段型

6 隅飾突起

8 九輪の輪数

の五つの部分について、おののおのと同じ形式の塔を選び出してまと
めると、表2・表3のようになる。

表2はNo. 3と各部いで同じ形式を持つ塔をあらわすものである
が、五つのすべての部分で一致する塔はない。No. 7の慶安五年塔・
No. 1の万治元年塔・No. 9の天和二年塔で三つの部分が一致するが、
隅飾突起が茨形であるため、比較的古い時期の塔と考えられる。し
たがって、No. 7およびNo. 1に近い時期のものではないかと思うが十
五基の資料から結論を出すのはひかえた方が良いと思う。

表3はNo. 6の塔について同様に作成したものであるが。No. 4の寛
文塔が五つの部分とも一致する。また、No. 12の寛文十年塔では消失
している基壇の反花座をのぞき四つの部分で一致し、基壇の反花座
が基礎のそれと同じ形式であるならば、これまた一致するのである
が、この表では使用しなかつた宝珠については異なる形式である。
以上のことからNo. 6は寛文頃の塔であると言えよう。

次に、No. 2の元和六年塔であるが、筆者は横須賀市良心寺にある
天正十一年銘の朝倉能登守の夫人の墓塔について、その造立年代に

表3 No. 6と同じ形式の塔

塔の部分 塔の番号	同じ形式の部分数						
	1 基壇の反花座	3 基礎の反花座	5 笠の上部段型	6 隅飾突起	8 九輪の輪数		
No. 2						0	
7			○		○	2	
1			○			1	
8	○	○	○		○	4	
12	欠	○	○	○	○	4	
4	○	○	○	○	○	5	
10	欠					0	
13			○			1	
11	欠		○		○	2	
14	欠		○		○	2	
5			欠	○	○	1	
9			○		○	2	
15	欠		○		○	2	
3			○		○	2	

表2 No. 3と同じ形式の塔

塔の部分 塔の番号	同じ形式の部分数						
	1 基壇の反花座	3 基礎の反花座	5 笠の上部段型	6 隅飾突起	8 九輪の輪数		
No. 2	○					1	
7			○	○	○	3	
1	○	○	○	○		3	
8				○	○	2	
12	欠			○	○	2	
4				○	○	2	
10	欠					0	
13				○		1	
11	欠			○		2	
14	欠			○		2	
5	○			欠		2	
9			○	○		3	
15	欠			○		2	
6				○		2	

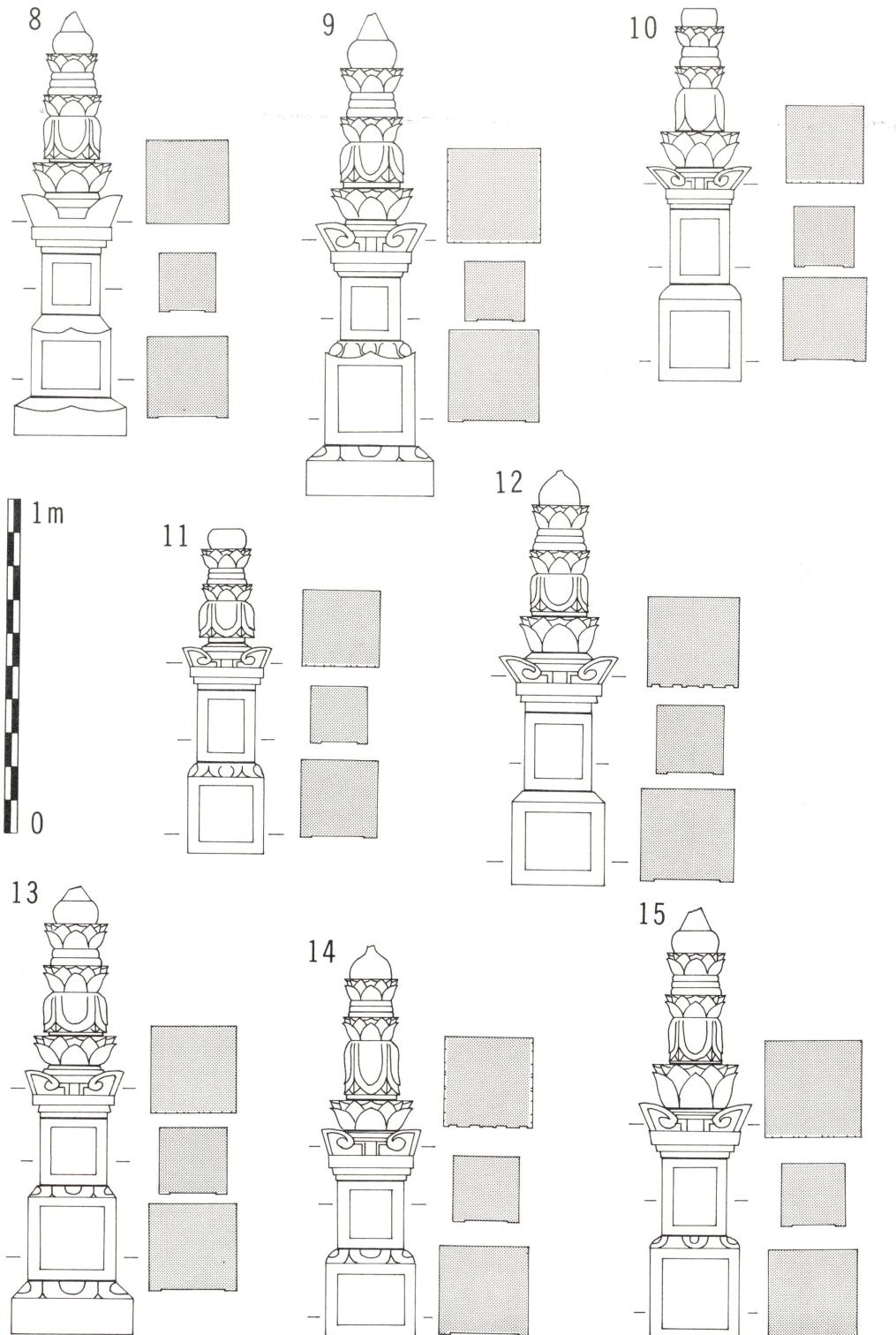
疑問を持ち、同様の形式の塔を調査した結果、その塔が元和末年から寛永三年までの間の造立であるとの結論に達し、神奈川県立博物館研究報告、第1巻 第2号に「朝倉能登守夫人墓石造宝篋印塔の造立年代について」と題して紹介したが、No. 2 が元和六年頃の造立であるならば、その時に調査した塔と同じような形式になるべきであるが、実測図で比較しても明らかにより新しい形式を示している。しかし、石川家の墓地内の十五基の分類では、すべての部分で「a」の分類に位置する。すなわち、すべての部分で最も古い形式を備えているのである。よって、No. 2 は、この墓地内では一番早くNo. 7 の慶安五年以前に造立されたが、塔に刻まれている元和六年にまではさかのぼることはできない形式の塔である。

石川家の墓地にある宝篋印塔は、前述のようにNo. 2 が元和六年までさかのぼらないことは明らかで、はじめに付した表1によつてわかるように、江戸時代の塔の中でその例が少ない時期の塔が多く、一ヶ所に十五基がまとめて造立されていることから、宝篋印塔の末期の形式を知る上での好資料と言える。

すなわち、基壇および基礎の上部にある反花座は陽刻から線刻さるに反花の表現を省略する塔にまで簡略化ないし退化が進んだ。基

礎・塔身・隅飾突起の輪郭や前述の反花座は本来四方にきざむべきものであるが、裏面は省略され、ついで部分によつては左右の側面までも省略されてしまい、正面だけをていねいに作り、側面および裏面は簡略にする傾向を強めている。笠の上部段型はその段数を五段・四段・三段と減らし、九輪も本来九個の輪で表現すべきものを、四輪・三輪から二輪のものまでも出現させている。また、装飾化されている部分には、隅飾突起の内部を茨形から渦巻形に変化させ、無地であるべき伏鉢に蓮弁をさげることがあげられる。

このように、鎌倉時代に成立した形の整つた宝篋印塔に対して、江戸時代の塔は、その本来の意味を忘れるによつて簡略化と装飾化で各部分を変化させ独特の形式をつくりあげ、石川家の墓地に見るような形となり、次の時期になると一般にはその姿を消してしまふのである。



No.8 万治二年塔

No.11 延宝四年塔

No.13 延宝三年塔

No.9 天和二年塔

No.12 寛文十年塔

No.14 延宝八年塔

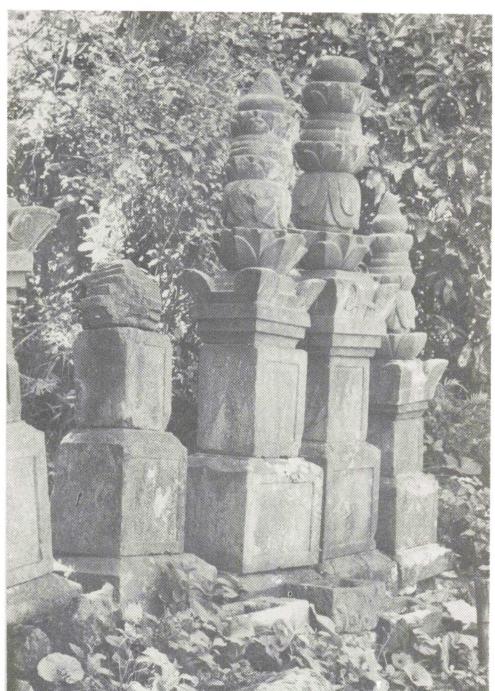
No.10 延宝二年塔

No.15 天和二年塔



左から

No. 1 万治元年塔 No. 2 元和六年塔
No. 3 無 銘 塔 No. 4 寛 文 塔



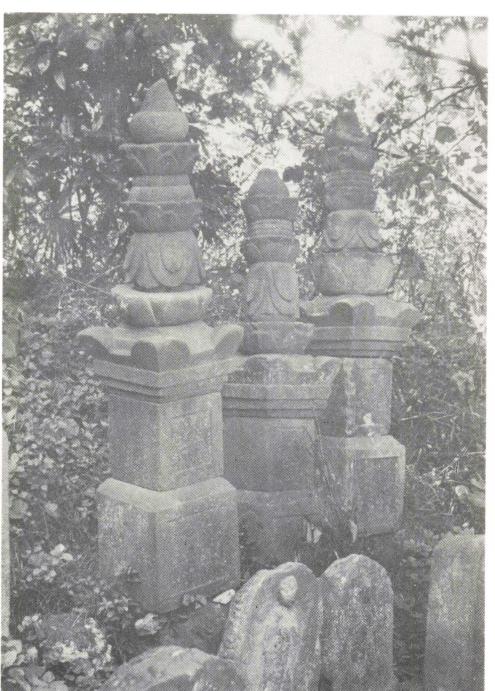
左から

No. 5 天和二年塔 No. 6 年代不明塔
No. 7 慶安五年塔 No. 8 万治二年塔



左から

No. 9 天和二年塔 No. 10 延宝二年塔
No. 11 延宝四年塔 No. 12 寛文十年塔



左から

No. 13 延宝三年塔 No. 14 延宝八年塔
No. 15 天和二年塔

神奈川県立博物館研究報告 第1巻 第3号

正 誤 表

ページ	行 等	誤	正
目 次	4	Shall	Shell
1	2	Yoyoi	Yayoi
2	8	(P.9 参照)	(P.8 参照)
2	17	4.1 × 8 cm	4.1 × 9 cm
2	17	7 × 1 3.8 cm	6.5 × 1 3.8 cm
2	23	10では	9では
2	31	1.7 cm	1.8 cm
6	16	各穿孔の	各穿孔の
8	番号8(寸法欄)	4.2 × 6.5 (9) 幅 4.5 cm	4.1 × 6.5 (9) 幅 4.7 cm
8	番号9(摘要欄)	* 6.8 × 1 5.4 ·(7~8)	6.8 × 1 5.4
8	番号13(寸法欄)	左半部欠失。刃部中央を幅 1 0 cm に渡り敲打	刃部中央を幅 1 0 cm にわたり敲打
10	29	横浜居留地中元治の条約.....	横浜居留地中元治の条約.....
11	25	③の絵図には弁天奥山町・海岸通1の町名が記丁目~5丁目・本町1丁目~5丁目・弁天通1丁目~5丁目・太田町1丁目~5丁目などされており, ...	③の絵図には弁天奥山町・海岸通1丁目~5丁目・本町1丁目~5丁目・弁天通1丁目~5丁目・太田町1丁目~5丁目などの町名が記されており.....
11	37	の名が記されてかいらである。	の名が記されているからである。
12	22	太田屋新田とよばれる田圃にすぎず,	太田屋新田・吉田新田とよばれる田圃にすぎず,
14	16	「地所規則」を考察することによって.....	「地所規則」を考察することによって,
18	13	「横浜市史稿 地理篇」	「横浜市史稿 地理篇」
"	18	(以上慶応年設置)	(以上慶応3年設置)
22	4	1835	1833
25	30	獄門	獄門
36	12	1847(弘化4)	1846(弘化3)
37	16	後にに	後に
38	15	詳細は	詳細な
図 版		③	③
"		③	③